

令和6年第4回定例会提出予定議案の説明資料

議案 番号	件名	担当部課	頁
1	柏市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課	1
2	柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	財政部 財政課	2
3	柏市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について	危機管理部 危機管理政策課	3
4	柏市病院事業条例の一部を改正する条例の制定について	健康医療部 医療公社管理課	4
5	柏市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について	土木部 道路総務課	5
6	柏市開発事業等計画公開等条例の一部を改正する条例の制定について	都市部 開発事業調整課	6
7	財産の取得について（食器洗浄機）	教育総務部 学校給食課	7
8	柏市第六次総合計画の基本構想を定めることについて	企画部 経営戦略課	8
9	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	総務部 人事課	9
10	令和6年度柏市一般会計補正予算について（第5号）	財政部 財政課	10
11	令和6年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算について（第2号）	財政部 財政課	10
12	令和6年度柏市下水道事業会計補正予算について（第2号）	財政部 財政課	10
13	工事の請負契約の締結について（柏市立柏第三小学校給食室移転新築工事（建築工事））	教育総務部 教育施設課	11

議案第 1 号 柏市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 号は、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることに伴い、市長の事務部局の職員並びに教育委員会の事務部局及び教育機関の職員の定数を改めるため、柏市職員定数条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

1 職員の定数を次のとおり改めること（第 2 条関係）。

区分	改正前	改正後	増減
市長の事務部局の職員	1, 9 8 8 人	1, 9 7 7 人	△ 1 1 人
上下水道企業の事務部局の職員	1 1 7	1 1 7	—
議会の事務部局の職員	1 7	1 7	—
選挙管理委員会の事務部局の職員	1 0	1 0	—
監査委員の事務部局の職員	8	8	—
農業委員会の事務部局の職員	9	9	—
教育委員会の事務部局及び教育機関の職員	2 9 0	3 0 1	1 1
消防職員	4 7 1	4 7 1	—
合計	2, 9 1 0	2, 9 1 0	—

2 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 2 号 柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2 号は、多機能端末機による課税証明書、住民票の写し等の交付に係る手数料の額を改めるとともに、固定資産課税台帳に記録をされている事項の複写物の交付に係る手数料の制定等を行うため、柏市手数料条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 多機能端末機による課税証明書、住民票の写し等の交付に係る手数料の額を 3 0 0 円から 1 5 0 円に改めること（別表第 2 項の表 4 1 の項、5 5 の項及び 6 9 の項関係）。
- 2 多機能端末機による住民票記載事項証明書の交付に係る手数料の額を 3 0 0 円から 1 5 0 円に改めること（別表第 2 項の表 5 6 の項関係）。
- 3 固定資産課税台帳に記録をされている事項の複写物の交付に係る手数料を定めること（別表第 2 項の表 4 2 の項関係）。
- 4 この条例は、令和 7 年 2 月 1 日から施行すること。ただし、2 は、同年 7 月 1 日から施行すること。

議案第 3 号 柏市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 号は、柏市防災会議の委員の定数を委員の総数で定めることとするため、柏市防災会議条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 柏市防災会議の委員の定数を委員の総数である 45 人以内とすること（第 3 条第 5 項関係）。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。

議案第 4 号 柏市病院事業条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 号は、柏市立柏病院の利用料金のうち予防接種料の額の上限を改めるため、柏市病院事業条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 柏市立柏病院の利用料金のうち予防接種料の額の上限を健康保険法第 76 条第 2 項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法等に定める点数に 10 円を乗じて得た額に薬剤に係る実費相当額を加えた額とすること（別表第 1 関係）。
- 2 この条例は、令和 7 年 1 月 24 日から施行すること。

議案第 5 号 柏市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 号は、市道に係る占用料の額を改めるとともに、自動運行補助施設等に係る当該占用料の額を定めるため、柏市道路占用料条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 道路法施行令の改正による指定区間内の国道に係る占用料の額の改定に準じ、市道に係る占用料（以下「道路占用料」という。）の額を次のとおり改定すること（別表関係）。

占用物件（主なもの）		単位	改定前の額	改定後の額
第 2 種電柱		1 本につき 1 年	2, 1 9 8 円	2, 2 7 8 円
第 1 種電話柱		1 本につき 1 年	1, 2 5 2 円	1, 2 9 8 円
水管, 下水道管, ガス管等	外径 0. 0 7 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	5 3 円	5 5 円
	外径 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	7 6 円	7 9 円
	外径 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	1 1 5 円	1 1 9 円
通路（上空に設けるもの）		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3, 3 0 9 円	3, 4 8 2 円
看板（一時的に設けるもの以外のもの）		表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	6, 6 1 9 円	6, 9 6 4 円
標識		1 本につき 1 年	1, 6 3 6 円	2, 0 9 3 円
足場その他の工事用施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	5 5 1 円	5 8 0 円

- 2 道路法施行令の改正による指定区間内の国道に係る占用料の徴収の対象となる占用物件の追加に準じ、自動運行補助施設及び防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫等に係る道路占用料の額を定めること（別表関係）。
- 3 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 6 号 柏市開発事業等計画公開等条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号は、建築基準法の改正に伴い、中高層建築物等の建築又は特定用途建築物用途変更等の計画に係る届出の期限の起算日を改めるため、柏市開発事業等計画公開等条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 中高層建築物等の建築又は特定用途建築物用途変更等の計画に係る届出の期限の起算日に建築基準法第 18 条第 4 項の規定による計画の通知を行う日を加えること（第 10 条第 3 項第 2 号関係）。
- 2 この条例は、令和 7 年 1 月 31 日から施行すること。

議案第 7 号 財産の取得について（食器洗淨機）

議案第 7 号は、食器洗淨機を次のとおり取得しようとするものです。

- 1 取得する財産
 - (1) 食器洗淨機 4 台
 - (2) 移動式受け台 4 台
- 2 契約の方法
制限付一般競争入札
- 3 取得価格
39,600,000 円
- 4 契約の相手方
千葉県若葉区西都賀二丁目 7 番 5 号
株式会社関東三貴
代表取締役 石 井 勝 之

議案第 8 号 柏市第六次総合計画の基本構想を定めることについて

議案第 8 号は、本市が目指す将来の姿及びその実現のための施策の基本的な目標を示すため、柏市第六次総合計画の基本構想を定めようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 計画期間

令和 7 年度から令和 16 年度まで

2 将来の姿

「柏に関わる一人ひとりが想いを実現できるまち～多様な価値や人々がつながり、新たな価値の創造に挑戦～」

3 基本的な目標

(1) もっと、創造的なまちへ

先進的な教育、医療、商工業、みどりある都市空間などの柏の強みと柏に関わる人々の多様性をエネルギーとして、社会の急速な変化に伴って生じるさまざまな課題を解決することで、新たな価値に出会えるまちを目指します。

(2) もっと、居心地のよいまちへ

子どもからお年寄りまで、多様な人々がつながるコミュニティとさまざまな居場所がうまれることで、柏に住み、働き、学び、憩い、遊びに来る誰もが、健やかに育ち、安心して過ごし、年齢を重ねていくことができるまちを目指します。

(3) もっと、地域の個性が輝くまちへ

豊かな自然が感じられる手賀沼をはじめとする自然環境と、都心へのアクセスのしやすさや市内で生活が完結する利便性がバランスよく共存する柏で、まちの発展の中で築かれてきた文化や歴史を引き継ぎ、さらに磨きをかけるまちを目指します。

議案第 9 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制
定に関する協議について

議案第 9 号は、布施学校組合を千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から除くため、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定について、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 令和 7 年 3 月 31 日をもって布施学校組合を千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から除くこと。
- 2 千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正
 - (1) 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体及び千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務を共同処理する団体から、それぞれ布施学校組合を除くこと（別表第 1 及び別表第 2 関係）。
 - (2) この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 10 号 令和 6 年度柏市一般会計補正予算について（第 5 号）

議案第 10 号は、令和 6 年度柏市一般会計予算の総額を約 6 億 2, 748 万円増額し、約 1, 704 億 3, 295 万円に補正しようとするほか、継続費の追加及び変更、債務負担行為の追加及び変更並びに地方債の変更に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 6 年度 11 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 11 号 令和 6 年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算について（第 2 号）

議案第 11 号は、令和 6 年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計予算の継続費の追加、繰越明許費の設定及び債務負担行為の廃止に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 6 年度 11 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 12 号 令和 6 年度柏市下水道事業会計補正予算について（第 2 号）

議案第 12 号は、令和 6 年度柏市下水道事業会計予算の債務負担行為の追加に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 6 年度 11 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 13 号 工事の請負契約の締結について（柏市立柏第三小学校給食室移
転新築工事（建築工事））

議案第 13 号は、柏市立柏第三小学校給食室移転新築工事（建築工事）につ
いて、次のとおり請負契約を締結しようとするものです。

1 場所

柏市若葉町 4 番 54 号

2 概要

小学校の給食室移転新築工事に係る建築工事一式

- (1) 給食室の新築工事
- (2) 既存校舎の改修工事
- (3) 外構工事
- (4) 昇降機設備工事

3 契約の方法

制限付一般競争入札

4 契約金額

471,790,000 円

5 契約の相手方

椎名・南洲特定建設工事共同企業体

構成員 柏市十余二 313 番地 318

（代表者）椎名建設株式会社

代表取締役 竹 内 弘 幸

構成員 柏市十余二 156 番地

南洲興業株式会社

代表取締役 山 下 英 威